

「日本スポーツマスターズ 2025 愛媛大会カウントダウンイベント 会場設営・運営業務」委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、委託者が発注を予定している「日本スポーツマスターズ 2025 愛媛大会カウントダウンイベント会場設営・運営業務」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

日本スポーツマスターズ 2025 愛媛大会カウントダウンイベント会場設営・運営業務

3 目的

日本スポーツマスターズは、スポーツ愛好者の中で競技志向の高いシニア世代（原則 35 歳以上）を対象とした総合スポーツ大会であり、参加者が競い合いながらスポーツに親しむことにより、スポーツのより一層の推進を図り、併せて生きがいのある社会の形成と健全な心身の維持・向上に寄与することを目指している。

本県においては、2017 年のえひめ国体・えひめ大会によるハード・ソフト両面のレガシーと、2023 年のねんりんピックえひめ大会によるスポーツへの関心の高まりを活用し、スポーツ立県えひめの更なる推進に繋げるため、日本スポーツマスターズ 2025 愛媛大会を開催する。

本大会の開催周知や機運醸成を図るため、カウントダウンイベント（以下「行事」という。）を実施する。

4 事業費（委託料）

6,100,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

5 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 6 月 30 日まで

6 業務実施方針

本業務の趣旨及び下記の基本方針を十分に考慮すること。

- (1) 日本スポーツマスターズ 2025 愛媛大会への機運醸成が図られ、大会参加者の応援等、来場促進に繋がるような企画とすること。
- (2) 大会アンバサダーを効果的に活用し、日本スポーツマスターズ 2025 愛媛大会を広く PR し、認知度向上に繋がる企画とすること。
- (3) 誰もが認知している著名人の参加を確保し、子供から大人まで幅広い年齢層が楽しむことができる企画とすること。

- (4) 開催市町や競技団体等の大会関係者が一体となり大会運営に臨むことができるような企画とすること。
- (5) オープニングイベント及びスポーツ教室への多数の参加者を確保するための広報・誘客戦略を有していること。

7 業務内容

下記に掲げる事業の実施に必要な一切の業務を行うこと。

開催条件は下記のとおりを想定するが、最終的には提案内容及び協議によって決定する。また、使用施設と県が提供する競技用具以外に必要な事項については、受託者で用意する。

○事業実施日：令和7年6月21日（土）

○実施場所：愛媛県総合運動公園体育館ほか

○参加者：約500人（実行委員会委員等100人、参加者400人）

(1) 企画・準備業務

①オープニングイベント（第1部）

カウントダウンボードの除幕式や大会アンバサダー及び著名人によるトークショーなどステージイベントの企画。業務運営体制及び以下の会場使用計画図等を記載した事業計画書を作成・提出すること。また、発注者の要請に応じて、遅滞なくその都度変更・更新を行うこと。

- ・ 仮設ステージ（タイトルサイン、国旗・県旗・大会旗、音響機材ほか）
- ・ のぼり旗、立看板、受付の配置図

②親子スポーツ教室（第2部）（※実行委員会直営）

大会アンバサダー等による、小学生とその保護者を対象とした親子スポーツ教室（愛媛県総合運動公園内で実施可能な6競技程度を予定）を実施。

③広報・誘客

広報ツール（チラシ、ポスター等）の作成。

(2) 会場設営・撤去及び運営・進行

①会場設営・撤去

必要な資器材の搬入及び会場設営は、原則として、令和7年6月20日（金）に実施すること。また、設営・操作・撤去作業にあたっては、愛媛県総合運動公園体育館の構造及び親子スポーツ教室の参加者等に考慮するとともに、安全管理に十分配慮すること。会場内の資器材の設置及び撤去の流れについては、進行台本の作成に合わせて協議・決定する。

下記（ア）～（ク）の資器材・備品を手配・設営すること。その他、施設の付属設備で賄えるものは原則として使用すること（付属設備は、施設のウェブサイトを参照すること）。なお、養生テープ等の消耗品は、必要に応じて受託者が手配すること。

（ア）立看板

会場内に、下記のとおり自立式の立看板を設置すること。デザイン及び記載

内容については、別途発注者と協議の上決定すること。

名称・用途	設置場所	サイズ	数量
会場案内看板	屋外 3 基、屋内 1 基	W900mm×H1,800mm+脚 300mm	4

(イ) 受付設置

- ・施設が保有する長机を使用し、テーブルクロス付きの受付を 7 台設置すること。
- ・円滑な案内誘導が出来るようサイン表示を行い、必要に応じてパーテーションベルト等を適宜設置すること。

(ウ) 会場装飾

- ・発注者が別途提供するのぼり旗、ポール、システムパネルを組み立て、発注者が指定する場所に設置すること。
- ・6月21日(土)中に撤去し、発注者へ返却すること。
- ・愛媛県庁から会場間の運搬・返却は、受託者にて行うこと。

(エ) 関係者控室

以下の諸室は関係者控室として使用するため、サイン表示を行うとともに、必要な消耗品を手配・回収すること。

- ・(大会アンバサダー及び著名人) 研修室
ティッシュ、ごみ袋・大 (各 1 セット)
- ・(スポーツ教室講師及び県職員関係) 会議室
ごみ袋・大 (3 枚)
- ・(親子スポーツ教室参加者) 男女更衣室、男女控室
ごみ袋・大 (1 枚)

(オ) 仮設ステージ

- ・会場内に仮設ステージ (W7,200mm×H600mm×D3,600mm 程度) を設置し、上部にはパンチカーペットを敷設すること。また、壁面部は、仮設ステージの脚部が見えないよう布製クロス又は表面を化粧した板等で覆うこと。なお、安全に昇り降りできるよう階段を 2カ所設置すること。
- ・タイトルサイン (W4,000mm×H600mm 程度) を制作し、会場に設置すること。
- ・国旗・県旗・大会旗を会場に設置すること。
- ・バックパネル (W7,200mm×H2,100mm 程度) を制作し、会場に設置すること。
- ・仮設ステージ上に発注者が別途提供するカウントダウンボード (W1,200mm×H1,800mm×D100~600mm 程度) を設置すること。オープニングイベントの除幕式では、別途提供する白布・曳綱 (紅白) で装飾すること。
- ・カウントダウンボードは、6月21日(土)中に撤去し、発注者へ返却すること。
- ・カウントダウンボードの愛媛県庁から会場間の運搬・返却は、受託者にて行うこと。

(カ) 観客席

- ・会場内に観客席を 500 脚設置すること。設置にあたっては、フロアシートを

敷設すること。

(キ) 音響設備

- ・音響設備として、ワイヤレスマイク 3 本、マイクスタンド 2 本、スピーカー等を準備すること。

(ク) テント

- ・多目的広場で実施予定の親子スポーツ教室のため、テントを 2 張設営すること。

②行事の運営・進行

- ・行事全体の進行を管理する進行ディレクターを 1 名配置すること。なお、進行ディレクターは、愛媛県が行った 1,000 名以上の来場者が参加するイベントの全体管理を行った実績を有する者とする。
- ・施設付属の音響設備を操作するスタッフを 2 名配置すること。
- ・発注者と協議の上、司会者（愛媛県内に在住又は在勤し、本業務と同規模以上の経験を有するアナウンサー等）を 1 名選任し、出演調整を行うこと。
- ・6 月 21 日（土）9：00 以降にリハーサルを実施することとし、上記スタッフ全員が参加すること。なお、進行ディレクターは、リハーサルを総括すること。
- ・以下の点を踏まえた進行台本を作成し、発注者の要請に応じて、遅滞なくその都度修正・更新すること。

名 称	人 数
進行ディレクター	1 名
音響チーフオペレート	1 名
音響サブオペレート	1 名
司会	1 名

③出演者のサポート

出演者の当日リハーサルを行うこと。

【共通留意事項】

- ・会場内に搬入・設置した資器材は、適切に原状復帰するとともに、廃棄物等の環境負荷をできるだけ軽減し、会場内で処理できないゴミ等は適正に処理すること。
- ・施設管理者、委託者との 3 者による打ち合わせに参加すること。
- ・会場使用料（付属設備使用料含む）、空調代については委託者が別途負担する。
- ・委託者と連携・調整して、進行台本の作成を行うこと。
- ・出演者との調整、当日のアテンド、出演者に係る用具の運搬は、受託者が行うこと。

8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、広報手段や

イベント内容等の具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の検査を受けること。
- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

9 再委託の可否

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて委託者に報告し、必要と認められた場合はその限りではない。

10 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務で得られた成果は、原則として委託者に帰属する。

(2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

11 その他

- (1) 受託者は、常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。
- (2) 業務の実施に当たっては委託者と協議を重ねながら実施するものとする。